

## 助成金申請までの道のりドキュメント

継続雇用定着促進助成金  
受給資格者創業支援助成金



助成金には条件によって様々なものがあります。  
そのような内容や概要はいろいろなところで調べることができますが、実際の作業（申請までの道のり）をどのようにすすめればよいのか、イマイチよく分からないとの声を聞きます。  
今回は、継続雇用定着促進助成金と受給資格者創業支援助成金を例にとり、実際に、どのように支給申請までおこなったか、事例よりドキュメント風に解説します。

継続雇用定着促進助成金

「就業規則上、定年以降の継続雇用はこーなっているのだけれど もらえそうかな？」

セミナーに参加された方より、後日連絡をいただいたことがきっかけでした。  
訪問し助成金の話しをしていて、社長のこの一言から始まりました。  
何年も前からあるので、結構がピュラーな助成金なのですが、以外と知られていない社長さんも多いようです。

「継続雇用定着促進助成金」です。

「私が見たところ、まずもらえそうですね。」

「何年か前に電話にて尋ねたところ『もらえない』って言われたけど・・・」

「何ででしょうね。まず大丈夫ですけど、念のため私から確認して連絡します。この就業規則お借りしてよろしいでしょうか。」

そーなんです。この助成金は 55 歳以上 64 歳以下の雇用保険被保険者がみえないと対象にならないのですが、この会社は結構多くみえるのです。

"第 種ももらえるかな？"

第 種とは、60 歳以上 64 歳以下の従業員が全体の 15% 以上の場合、この助成金に上乗せしてもらえるものです。

「ところで、定年を超える継続雇用制度としてはどんな制度を導入しましょうか？定年延長はそのまま定年延長で、原則、今までと同じ条件で働いてもらうことです。

定年延長以外は、給料や労働時間などを労働契約書で個別合意し、希望者を 65 歳まで雇用する制度です。」

継続雇用に関する制度をもっと詳しく説明し、社長の考え、慣習、継続雇用制度を導入するにあたっての不安や質問、起こりえる問題への対処方法をじっくり話しあい。

翌日、

「この会社の就業規則ですが、この助成金の対象になりませんか？数年前にお聞きした時はもらえないとの回答だったとのことですが、私が見た範囲ではもらえそうなのですが・・・実態はかくしかじかであり、このような制度にする予定で・・・」

「なります・・・」

この助成金は、現在の就業規則の定年が60歳（以上）で、定年後の定めが、「会社が認めた者」といった内容の条文となっていないとためなのです。

「今確認しましたところ、就業規則上は問題ないそうです。」  
「そーですか。私が聞いた時はなんだったのでしょうかね。ありがとうございます。」

無事、助成金をもらうための段取りがつかえました。  
次は、就業規則の変更と必要書類の確認、収集です。まだまだ安心はできません。  
道のりは長く、お付き合いも続きそう・・・

#### 【就業規則を見直しましょう】

通常、助成金の手続き代行をする場合は、全面的な就業規則の見直し（診断）はしないのですが、この会社の場合は、全面的な就業規則の見直し（診断）と助成金の手続き代行業務を委託しているため、おこなうこととなりました。

「試用期間はどのようの・・・」  
「休職期間はどのようの・・・」  
「有給休暇は頭がいたい・・・」  
「残業計算にこの手当を含めないと・・・」  
「残業代が・・・」  
「パートタイマーさんの就業規則は別に定めるとありますが、作成されておりますか？・・・」  
など...

全部で4回。1回当たり約3時間。計約12時間かかったこととなります。  
この頃になると、お互い親しくなり、お昼を一緒させていただくこともありました。

#### 【必要な書類をそろえましょう】

「次回までにこれら必要な書類をご準備下さい。」

助成金に必要な書類を書いておいておきます。

3日後

「言われた書類は揃えました。ただ、雇用保険適用事業所設置届って何ですか？今まで見たこともないんですけど。」  
「昔、御社が雇用保険に加入したときにもらったものです。」  
「30年前のことなんで覚えておりません。」  
「分かりました。再交付申請書を送りますのではんこを押しておいて下さい。」

無事、雇用保険適用事業所設置届も入手できました。  
次は、就業規則を労働基準監督署への届けです。

「就業規則を労働基準監督署への届けてきました。これが会社の控えです。コピーを従業員がいつでも見えるところに置いておいて下さいね。」  
「分かりました。」

さあ、やっといよいよ支給申請書の提出です。  
これだけ事前準備しておけば問題はないでしょう。

### 受給資格者創業支援助成金

「ハローワークに言われて、『法人等設立事前届』を提出しました。ひとつおりの話しは聞いてきましたが、今後どのようにすすめるべきでしょうか？」

知り合いの税理士さんより、これから会社をつくる方がみえるため相談にのって欲しい、との連絡がきっかけでした。

「今、うちの事務所にみえているため、本人とちょっと話しをしてもらえますか？」

「よろしくお願い致します。社会保険労務士の福田と申します。事前にいくつか質問させていただきます。」

「こちらこそよろしくお願ひします。」

「これから始められる事業内容を簡単に教えて下さい。」

「の事業で、現在倉庫になっている所を事務所兼工場にするよう検討しているところです。形態としては の販売をメインにし・・・かくかくしかじか・・・」

「分かりました。ありがとうございます。ではご質問ですが、以前の会社でお勤めされていた際、雇用保険に5年以上加入されていましたか？  
今度開業される形態は法人でよろしいですね？

商品購入費、人件費を除いた費用、例えば、設備費用、社用車購入費、改装工事費など・・・  
でだいたいいくらかかりそうですか？

従業員を雇われるご予定はございますか？ ...」

「かくかくしかじか・・・」

「ありがとうございます。では税理士さんに代わっていただけますか？それと、『法人等設立事前届』をFAXしていただけますか？」

「本人と打ち合わせしたところ、月日時に私（税理士さん）の事務所に来てもらえますか？」

「分かりました。お伺ひいたします。」

こうして、月日時にお伺ひし、ご本人と打ち合わせいたしました。

#### 【かかる費用の金額と内容を確認しましょう】

この助成金は、創業にかかった費用の1/3（上限200万円）が補助されるものです。

ポイントは、かかった費用全てが対象となる訳ではないということと、何にかかった費用かを明確にすることにあります。

また、上限が200万円ということは、対象となるものが600万円以上であれば満額となります。

「今後ご計画されている費用の金額と内容はだいたい分かりました。せっかくかかった費用が内容不明瞭ということではじかれぬように、しっかりと書類を都度準備しておいてください。」

「例えばどんなものですか？」

「領収書。もちろん、日付、発行元、発行先（法人名）但し書きがきちんと記入されていることが条件です。また、領収書の明細が分かるものも必要です。例えば、請求書など。

具体的にはこのようなもので、この領収書と請求書がセットとなります。

社用車の場合は、事業にのみ使用することが条件になるため・・・倉庫を借りる場合は、3ヶ月間の家賃、礼金、仲介料、保証金や仲介料が対象となるためには賃貸借契約書の内容が・・・倉庫内に事務所を作る場合には、のようにしたいと対象とならない場合が・・・などなど・・・」

実際にはケースによって異なってきますので、正確に記載することはできませんが、注意事項を挙げ

ればきりがありません。

依頼者の内容に沿った注意すべきポイントを話しを聞きながら説明していきます。

【従業員を雇われるのはいつごろですか？】

この助成金は、創業から1年以内に、雇用保険に加入する従業員を雇入れる必要があります。

第1回目の支給申請は、従業員雇入れから3ヶ月たった1ヶ月間（4ヶ月目の1ヶ月間）であるためです。

「従業員は、パートさんとして事務員を入れたいと思います。他は、創業後の状況によって検討したいと思います。」

"雇用保険に加入する従業員とは"

週の所定労働時間が30時間以上の人、または、所定労働時間が20時間以上30時間未満で1年以上雇用見込みのある人のことをいいます。

「パートさんの労働時間を最低でも週20時間以上としてくださいね。あと、労働契約書、賃金台帳、労働者名簿。雛形と書き方は、雇われた際お渡しし、ご説明いたします。」

「どのくらい人件費がかかるのでしょうか？」

「例えば、時給800円として、月曜日から金曜日 朝10時～午後3時（休憩1時間）とした場合、月6～7万円くらいですね。他にもいろいろかかるでしょうから、大雑把に言って、パートさんの給料2年分が助成金でまかなえるともいえます。」

【申請には】

先ほども書きましたが、申請書類のポイントは、かかった費用の額と内容が第三者でも明確に分かるようにしておくことです。

何が対象となるのか。対象となるなら、具体的にどのような書類を都度そろえておくのか、あらかじめ計画に基づいて確認しておくことが重要です。

【その他】

この助成金の付属する手続きについて、労働保険（雇用保険、労災保険）への加入手続きが必要となります。

手続き方法や必要な書類など、詳しくはお問合せ下さい。

人事労務のお悩み解決は・・・。社長一人で悩まないでください。  
私が何とかする二つの無料サービスがございます。

1. 無料電話相談（祝日を除く月曜日から金曜日の9時～18時まで。）

052-398-8120

2. 24時間ワンポイント無料メールアドバイス

お悩みのポイントをメールにて無料でアドバイスさせていただきます。

support@fukuta.info